

◎実行委員会からの注意事項（守られない場合、次年度以降の出店を認めない場合があります）

（出店申込について）

- 出店協賛金（大テント 10,000 円・小テント 8,000 円・キッチンカー8,000 円）は **10 月末までにふれあいまつり実行委員会事務局へ現金もしくは振込でお支払ください。**
- 貸与する備品の数につきまして、必要最低限でお願いします。現行の出店協賛金額を維持するためにもご協力をお願いいたします。必要備品数が増大した場合、今イベントからでもレンタル料を請求する可能性があります。
- 飲食関係出店者の方のみイベント等への出店個票をご提出ください。バザー出店に該当するか、営業許可の取得が必要かは原則年間のイベント出店日数が 10 日を超えるかで判断されますが、詳細は岐阜県ホームページにてご確認ください。



↑岐阜県 HP

（車両の使用について）

- 車両は指定された位置に駐車してください。（駐車証と位置図をイベント前にお送りいたします）
- 駐車許可証を車内のよく見える所に置いてください。（コピーでの使用不可）
- 会場内への車両の乗り入れての物資等の搬入については、8 日（土）は午後 4 時以降、9 日（日）は午前 8 時 30 分までに完了してください。
- **9 日（日）の午前 8 時 30 分以降の搬出入については、絶対に車両を会場脇等に寄せることのないようにし、駐車場と会場間を台車等により行ってください。**
- 会場内への車両の乗り入れの際は、周囲の安全に十分注意するとともに、他の出店者及び会場設営業者、来場者の迷惑とならないようにしてください。また、急なハンドル操作等により芝を傷めることのないよう十分注意してください。事故の際には自身の責任において対応してください。

（ブースの使用について）

- ブースにおけるすべての貸与品については、破損等がないか最初にご確認いただき、もしあった場合、9 日（日）午前 9 時までに実行委員会までお申し出ください。その後の破損は、出店者によるものとし、破損備品のあったテントの出店者に修理代を全額請求いたします。
- 飲食物等を取扱う場合は、ブルーシートやダンボール等で地面を保護していただき、油等で地面が汚れることのないよう十分に配慮してください。
- 午前 9 時 45 分までは販売しないようにしてください。
- 撤収の都合上、午後 4 時から片付けを行えるようにしてください。なお、車両の乗り入れは 4 時以降になります。
- 電気については、事前に申請したものを超えて使用しないでください。ブレーカーが落ちてしまい、会場全体で電気の使用ができなくなります。
- テントからはみ出しての出店は近隣店舗への迷惑や来場者の通行の妨げになりますので、テントの範囲内で出店してください。

裏面へつづく

- 火気を取扱う場合は、別添のチェックリストを確認し、取扱いに十分注意してください。
※1(4)不燃性の床上又は台上の使用、1(1 1)消火器の設置、2 発電機等の使用の三点については特に注意してください。
※外幕等の会場機材の保護及び炎上を防ぐため、外幕とコンロ等高熱となる機材の間には30cm以上の距離を保つか、距離が取れない場合は周囲に不燃材（レンガ、ブロック、耐火ボード等）を設置してください。フライヤー熱吹き出し口には耐火ボードを設置してください。
※貸し出したテーブルに火気を使用した痕跡やテントが溶けている状態を確認した場合、出店者に修理費用を請求いたします。
- ステージイベント開催中は、大きな音を出さないようにしてください。
- テントには、養生テープを含めテープを一切使用しないでください。
価格表示等を行う場合には、テントの骨にひもで結ぶ、ご自身でパネルを用意いただく等対応をお願いいたします。
- 手洗い等は会場内に設置されたシンクをご利用ください。（飲料用ではありません）

（その他）

- 売上高を後日必ず報告してください。
- 夜間は警備等がありませんので、器材等の管理（目隠し等の防犯対策含む）については、各自の責任において行ってください。
- 臨時営業許可は、テント内に掲示してください。また、消毒液等は各自で用意していただくようお願いいたします。
- 生ゴミ等は指定された場所に午後4時30分までに捨ててください。
- 出店者の方の喫煙について、過去複数苦情が寄せられています。会場内は**禁煙**です。ご協力よろしく申し上げます。